

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成20年3月18日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 意見の対象となった届出に係る公告  
平成19年10月31日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出）
  - 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
丸亀モール 丸亀市飯野町西分字川緑甲584番1ほか
  - 3 法第8条第1項の規定により丸亀市から聴取した意見の概要
    - (1) 地元住民の苦情について  
当該店舗は市営長友団地に隣接しており、特に騒音・照明に配慮する必要があり、苦情があれば、迅速、誠意をもって解決をお願いしたい。
    - (2) 児童生徒の安全対策について
      - ・ 工事中および開店後の、児童生徒の登下校時の交通安全対策を十分に講じること。
      - ・ 地域にとってよりよい環境の維持に努め、児童生徒の非行防止等に協力していただきたい。
      - ・ 必要な場合は、教育委員会および学校（城東小・飯野小・東中）への連絡をしていただきたい。
    - (3) 店舗周辺の交通対策について
      - ・ 店舗の北側には住宅地が広がっており、生活道路が多いため、来客がそこを通行すると交通事故・騒音等、生活環境の悪化が懸念されるので、交通整理員を十分に配置する等の対策をとって、来客の交通処理計画どおりの誘導を徹底していただきたい。
      - ・ 店舗南側の飯野交差点が混雑する交差点であり、想定を超える交通状況の悪化も懸念されるので、オープン後に状況を見て、追加の交通対策を検討していただきたい。
- 【留意事項】
- ・ 雨水の流出抑制について  
全国的に大雨による洪水や浸水の被害が増加しており、本市においても被害が懸念されるため、雨水の流出抑制施設について、適正に維持管理をおこなうこと。
- 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要  
該当なし
  - 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業部商工観光課
縦覧期間	平成20年3月18日（火曜日）から同年4月18日（金曜日）まで